地域研修サポート事業実施要綱

（令和６年２月20日北海道立教育研究所長決定）

（令和７年１月７日一部改正）

１　目的

この事業は、北海道立教育研究所（以下「道研」という。）が、研修を実施する各管内の教育研究所・教育（研修）センター及び教育関係機関・団体等をサポートすることにより、各地域の教育課題等の解決や教職員の資質能力の向上に資することを目的として実施する。

２　主催

(1) 管内規模の教育研究所・教育（研修）センター

(2) 市町村教育委員会

(3) 上記(1)以外の教育関係機関・団体等

３　期間及び期日

６月から２月までの任意の期日

４　会場

主催者が定める。

５　対象

公立の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教職員及び市町村教育委員会事務局職員とする。

６　内容

次の研修の機会において、所員が講義、協議、演習、助言等のサポートを行い、必要がある場合は主催者からの事前事後の相談に応じる。なお、依頼の内容によっては、他の機関を紹介する場合がある。

ア　学校経営に関すること。

イ　学級経営に関すること。

ウ　学習指導に関すること。

エ　生徒指導に関すること。

オ　教科等専門教育に関すること。

カ　１年間を通して行う校内研修に関すること。

キ　その他、各学校等の抱える課題に関すること。

７　実施方法

原則として、次の（1）及び（2）による研修とする。ただし、主催者と道研の協議により、(3)による研修とすることもできる。

(1) 参加者、所員ともにWeb会議サービスを用いた遠隔型（以下「遠隔型」という。）による研修

(2) 参加者は、会場での集合型（一部、遠隔型）、所員は、遠隔型による研修

(3) 参加者、所員ともに会場での集合型による研修

８　費用負担

(1) ７のただし書による場合の所員派遣に係る旅費は、原則として、道研負担（予算の範囲内に限る。）とする。

(2) 参加者に係る旅費等費用は、道研は措置しない。

９　手続

(1) 依頼

本研修の実施を希望する場合は、次の事項について、別紙様式により電子メールで依頼するものとする。

ア　教育関係機関等の名称及び代表者職・氏名

　イ　研修会、講演会等の名称、参加対象及び人数

　ウ　実施希望日時及び場所

　エ　依頼内容（形態及び講義題等）

オ　担当者の連絡先（所属、職・氏名及び電話番号等）

(2) 時期

原則、実施希望日の２か月前までとする。

(3) 実施の可否

道研は、依頼内容等を検討の上、実施の可否を通知する。

10　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。